

意見書

平成 22 年 1 月 15 日

金融庁監督局総務課金融会社室 御中

郵便番号 150-0011
(ふりがな) とうきょうとしぶやくひがし
住所 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4F
(ふりがな) もばいる・こんてんつ・ふぉーらむ
氏名 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
代表理事 川田 敦昭
メールアドレス info@mcf.to
電話番号 03-5468-5091
(連絡先: モバイル・コンテンツ・フォーラム事務局)

この度は、意見提出の機会をいただき感謝申し上げます。「事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係、14 資金移動業者関係)(案)」に関して、以下のように意見を提出させていただきますので、よろしくご査収の上ご検討いただきますようお願い申し上げます。

1. 前払式の解釈について

インターネットサイトの中でも携帯電話から接続する携帯サイトについては、携帯電話 PHS 事業者が提供する課金回収の仕組みが用いられて資金の決済が行われているものが多い。これらは、携帯サイトでの物品の給付および役務の提供が行われ利用者がそれを了承した月(利用月)の翌月以降に、携帯電話 PHS 事業者の回線利用契約で定めるところの回線利用請求と合算されて請求され、支払を行うものとなっておりサイト利用時に前払いとして利用しても実際の支払い手続きは完了していない。ゆえに、利用者からみて前払いではなく“後払い”となっているため、このような支払手段は前払式支払手段には該当しないことを政令・内閣府令・ガイドラインまたはその他の方法で明らかにすることを求める。

2. ユーザーID等による本人確認手段について

携帯サイトにおいては、コンテンツ等を利用する場合に支払を行った本人を確認するための手段として番号・記号が用いられている。ここでの番号・記号は、携帯電話 PHS 事業者によって呼称は異なるが、ユーザーID等と呼ばれるものであり、携帯電話 PHS 事業者が回線利用者を識別する手段として発行しているものを携帯サイト運営者が利用して本人確認をしている。

ユーザーID等自体には価値は持たず、ユーザーID等と紐づいた端末等を紛失した場合は、携帯電話 PHS 事業者の店頭等において、免許証等の本人確認手段によって厳密に本人認証を行うことで、再発行が行われてコンテンツを利用することが可能となっている。このような運用は、「 -1-1(1) イ)・当初から、当該番号、記号その他の符号以外の本人確認手段(当該番号、記号その他の符号を発行した者が発行したものについては証票

等に限る。)をもってすれば権利行使できる仕組みとなっており、実際にそのように運用されていること。」に該当することをガイドラインまたはその他の方法で明らかにすることを求める。

3. ID・パスワード発行とログインによる本人確認手段について

携帯またはPCサイトでは、本人確認手段として、サイトの運営者が発行するIDとパスワードが用いられている。ID・パスワード(記号・符合)の組み合わせにより本人を特定するための目的で利用されており、本来的にはこのID・パスワードにはそれ自体には価値は持たない。また、多くの場合、サイト運営者はID・パスワードに価値を持たせるのではなく、契約した利用者を特定するために発行しているものである。

ID・パスワードを紛失・亡失等により再発行するような場合、その他の本人確認手段として、通常では本人しか利用しえないようなメールアドレス等を用いている。例えばメールアドレスに関しては当該メールボックスにIDもしくはパスワードを送付することで、本人を確認しているものである。これは現実世界において容易に移転が出来ない住居(住所)への書類の送付によって本人と特定していることに近い例である。このように、サイト運営者側が利用者本人を特定するために適切な措置を講じているものについては、「 -1-1(1) イ)・当初から、当該番号、記号その他の符号以外の本人確認手段(当該番号、記号その他の符号を発行した者が発行したものについては証票等に限る。)をもってすれば権利行使できる仕組みとなっており、実際にそのように運用されていること。」に該当することをガイドラインまたはその他の方法で明らかにすることを求める。

4. -1-1(1) イ)・括弧書きについて

-1-1(1) イ)・括弧書きにおいて、当該番号、記号その他の符号を発行した者が発行したものについては、「証票等」に限るとされているが、当該番号、記号その他の符号以外の本人確認手段として、「証票等」以外にもWeb技術やアプリケーション等を利用して証票等よりも厳密に本人確認する手段が考えられるなかで、証票等に限定している合理的な根拠がなく、本人確認手段であるかどうかという本来の要件定義からしても証票等に限定するいと不適切であるため、括弧書きについて修正するか削除を求める。

5. -1-1(1) の定義について

-1-1(1) の定義としてア)またはイ)が明記されているが、この定義だけでは実際に運用されている「本人であることを確認する手段等で証票等又は番号、記号その他の符号自体には価値が存在しないもの」すべてを網羅できておらず、実際にア)またはイ)と同等の利用がなされているものが存在している。このようなア)またはイ)に該当しなくても「本人であることを確認する手段等で証票等又は番号、記号その他の符号自体には価値が存在しないもの」に該当する利用形態についても法の公平性の観点から -1-1(1) に該当すると判断されるべきと考える。

よって -1-1(1) において「ウ)ア)またはイ)と同等の本人確認手段等で証票等又は番号、記号その他の符号自体には価値が存在しないもの」を追加することを求める。